【要領】第１号様式（派遣申請書）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　大分県生活環境部食品・生活衛生課長　殿

【団体名】

【代表者職・氏名】

「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣申請書

　　上記について、下記のとおりおおいた食育人材バンク登録人材の派遣を申請します。

　　なお、下記の「確認事項」については遵守し、県からの情報発信に同意します。

記

|  |
| --- |
| 「１派遣申請者について」「２開催内容について」は、派遣予定者にこのままお伝えします。 |

１　派遣申請者について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 所　属 |  | （ふりがな）  担当者名 |  |
| 住　所 | 〒 | | |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| 電子メールアドレス |  | | |
| 情報発信 | 実施可否 | ア　可 　　イ　不可（理由：　　　　 　　　　 　　　　　） | | |
| 発信方法 | ホームページ　・　Facebook　・　Instagram　・ その他（　　　　　　　　　　） | | |
| アドレス・  アカウント | ※情報発信を行う予定のホームページURL又はアカウント名を記入してください。 | | |

２　開催内容について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | |  | | | |
| 派遣希望日時 | | ア　　決定（令和　　年　　月　　日（　　）　　　時　　分～　　時　　分）  　イ　　未定　希望日時（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 会  場 | 名称 |  | | | |
| 所在地 | 〒 | | | |
| 対象者 | |  | 人数 |  | |
| 依頼する形式 | | ア 講演　　イ 調理実習　　ウ 農林漁業体験　　エ その他（　 　　　　　） | | | |
| 依頼する内容 | | ※できるだけ詳しくご記入ください。 | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | ※裏（次ページ）に続く |

３　派遣を希望する人材について

※派遣する登録者は原則１名です。ただし、各分野間連携による食育事業を実施する場合には、異なる分野の登録者２名の派遣が可能です。

　　○下記の方の派遣を希望します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一希望 | | 第二希望 | | 第三希望 | |
| 登録  No. |  | 登録  No. |  | 登録  No. |  |
| 氏名・  団体名 |  | 氏名・  団体名 |  | 氏名・  団体名 |  |

　　○特定の希望者がいない場合は、次の中から希望する分野に○をつけてください。

　　　 ①食生活分野　　　　②食文化分野　　　　③生産体験交流分野　　　　④環境分野

　 　 ⑤連携分野（　　　　　　　　　　）**←**①～④を組合わせた内容を希望する場合はその番号を記入

４　派遣申請者について

　該当する場合はチェックを入れてください。

□申請者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法第７７号）第２条

第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若し

くは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。

確認事項

**「おおいた食育人材バンク」運営・派遣実施要領（抜粋)**

　第２条　県から登録者を派遣する場合は、下記の要件及び手続きにより行うものとする。

　　２　対象事業

　　　　申請者が実施する事業は、次の各号の要件を満たさなければならない。

　　　　（１）食育の推進を図る事業であること。

　（２）１０人以上を対象とする事業であること。

　（３）大分県内で開催される事業であること。

　（４）政治活動・宗教活動または営利を目的とした事業でないこと。

　　　 　（５）活動内容を情報発信できる事業であること。

　　５　派遣回数

派遣できる回数は年度内において１申請者あたり２回までとする。ただし、各分野間連携のため異なる分野の登録者２名を派遣した場合は２回とみなすものとする。また、２回目の申請は１０月以降に行うものとする。

　　７　経費負担等

　　　　申請者が事業を実施する際の各手配や経費負担等については、原則、次の各号によるものとする。

　　　　（１）会場及び必要な器材等の手配は、申請者で行うものとする。

　　　　（２）実習に伴う材料費等の必要な経費は、申請者の負担とする。

　　　　（３）登録者の派遣に係る謝金及び旅費は、県の負担とする。（上限を超えた分の謝金は申請者負担）

第４条　申請者は、実施報告書（第５号様式）を、事業を実施した日から**２０日以内**に市町村食育担当課へ提出、または、大分県電子申請システムにより報告を行うものとする。加えてインターネットでの情報発信を行うものとする。

以下、行政記入欄

　　　　　　担当課確認用欄　　　　　　　　　　　　　　保健所（部）〔地域食育総合窓口〕記入欄

　連絡事項等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊派遣枠　　　　　　　個人　・　団体

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊農林漁業体験　　　　該当　・　非該当

連絡事項等

市町村の食育担当課または大分県電子申請システム

大分県生活環境部食品・生活衛生課 食の安心・食育推進班

〒870-8501 大分市大手町3-1-1（県庁舎別館5階）　TEL：097-506-3058

問い合わせ先

申込先